

体験活動の教育的意義

○学校教育法（第31条）

小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の**体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする**。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。（第49条で中に準用）

○学習指導要領（総則）

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

体験活動のねらい

<思いやりの心・規範意識の醸成>

他者、社会、自然・環境の中での体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感する

<社会性・人間性・基礎的な体力・心身の健康・論理的思考の基礎形成>

広く物事への関心を高め、問題を発見したり、困難に挑戦し、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得する

[体験活動の効果]

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ①現実の世界や生活などへの興味・関心、意欲の向上 | ②問題発見や問題解決能力の育成 |
| ③思考や理解の基盤づくり | ④教科等の「知」の総合化と実践化 |
| ⑤自己との出会いと達成感や自尊感情の獲得 | ⑥社会性や共に生きる力の育成 |
| ⑦豊かな人間性や価値観の形成 | ⑧基礎的な体力や心身の健康の保持増進 |

[体験活動を効果的に行うポイント]

- ・学校全体の見通しの中で、体系的で「まとまり」のある活動とする。
- ・校内連携とともに、家庭、地域、関係機関と十分な連携を図る。
- ・児童生徒の自発性や自主性を生かすことに留意する。

[発達段階に応じた体験活動]

低学年：体験活動から「気づき」の生まれる時期

（言葉と認識の力が広がり、ある程度、時と空間を越えた見直しをもてるようになる）

* 体験活動の観点

- ①子どもの中で活動につながるようにする。
- ②場になじみ安心して活動できるようにする。
- ③自分たちの生活や活動とつながるようにする。
- ④物事の本質に根ざした気づきが生まれるようにする。

中・高学年：社会に広がっていく時期

（物事ある程度対象化して認識することが可能になっていく）

* 体験活動の観点

- ①自分との関わりを明確にし、主体的に取り組めるようにする。
- ②社会に目を向け、多くの人々と関われるようにする。
- ③体験活動と教科等での学習をつなげていく。
- ④体験活動を振り返り意味を考える。

中学生：内面との結びつきが意味を持つ時期

（個々の内面の世界に気づく。未熟だが大人に近い心身の力をもつようになる）

* 体験活動の観点

- ①自分の内面の世界を表現する。
- ②級友と共に活動し心を揺さぶられる体験をする。
- ③大人の世界に加わり一定の役割を果たす。
- ④自分たちの取組を社会に発信していく。

体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要

■いろいろな体験（例）

自然体験：生き物体験、物理的体験、天気気象、岩石、河川
文化体験：生活技能、ものづくり、地理歴史的体験、言語、伝統文化、異文化体験、食文化
社会体験：基本的生活習慣、人間関係、社会規範、職場体験、奉仕体験、集団宿泊体験
身体的体験：基礎体力、基本的運動能力、悩み・不安、衛生習慣、危険予知、健康安全
心の体験：感動体験、失敗・挫折体験、成功体験、耐性、基本的モラル、自己理解

新型コロナウイルス感染症の影響
・身体的接触の制限
・コミュニケーションの制限 など

直接体験の実施が困難
→多くの体験活動を中止
例：職場体験、移動教室、障がい者との交流など

<かえがたい『体験』による学び>
更なる充実が求められる

コロナ禍における体験活動・体験型の学びの実践例

[GIGAスクール構想で整備したICT環境を活用した体験]

- * 国立ハンセン病資料館見学
ウェブ会議システムを活用した
オンラインによる見学



- * 五中地区児童会・生徒会サミット
テーマを決めて話し合いや各校の
取組報告をオンラインで実施



- * 留学生との交流
オーストラリアに留学している
都立高校生とオンラインで交流



- * オンラインでの防災学習
日本赤十字社のオンラインイベ
ントに参加



デジタルの活用で得られる新たな体験

[授業における体験型の学び]

- * ボッチャ体験
講師として招いた障がい者とともに競技。
併せて障がい者の生活の様子や思いを伺う
機会を設けた学校も有。



また、特別支援学級の子どもと共に競技を
行った学校も有。

- * 福祉体験
白杖を使用した歩行体験や
視覚障がい者本人からの講話を聞く。



- * 理科『植物のからだのつくり』
野菜（実物）に触れて考え、ICTを活用
し、学びを深める。



- * 収穫体験（学童農園など）
地域の協力による体験



- * 屋外でのセーフティ教室



- * 体育館での成果発表
学びの成果を皆に発表する
機会を設ける。



リアルとデジタルの長所を活用し、多様な体験の機会を提供

第二次小平市教育振興基本計画（素案）

基本理念「**学び・体験を通して** お互いに認め合い励まし合い **共に生きるまち小平**」

⇒ 計画全体を通して『**体験**』を重視

例：基本的施策1 確かな学力の向上
“体験活動の充実”

多様な人々や社会、自然、文化等に触れる活動や各教科等の他特質に応じた体験活動を意図的・計画的に実施することで、「学びに向かう力、人間性等」を育みます。〈学力のみならず、心の成長を図る〉

小平市の教育が目指す人間像「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」の実現へ